

# IASB 情報要請「第3次アジェンダ協議」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 いとう しゅうじ  
伊藤 修司

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が2021年3月に情報要請した「第3次アジェンダ協議」（以下「本情報要請」という。）に対して、2021年9月にコメント・レターを送付している。

## 本情報要請の概要

IASB は、自らの活動及び作業計画についての公開協議（アジェンダ協議）を5年ごとに実施しており、本情報要請では以下の点について意見を集めることを目的としている。

- (1) IASB の活動の戦略的方向性及びバランス
- (2) IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準
- (3) IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点

本情報要請に対する回答は、2022年から2026年までの作業計画におけるIASBの活動及び新規プロジェクトの優先順位を決定する際に役立てられる。なお、今回のアジェンダ協議は、現在のIASBの業務範囲である、営利企業の財務諸表及び経営者による説明の活動に焦点を当てており、当該業務範囲に関連する問題を除き、サステナビリティ報告に関する問題についてのフィードバックは求めている。

## 当委員会が提出したコメント・レターの概要

本情報要請に対する当委員会のコメントは、以下のとおりである。

### (1) IASB の活動の戦略的方向性及びバランスについて

当委員会は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の設立によってIASBのリソースが必要になったとしても、基準設定主体としての会計基準開発のためのリソース及び能力を維持できるよう、リソース水準を増加させるべきであると考えます。

また、当委員会は、IASBは合意形成が困難なプロジェクトにも時間をかけるべきであり、そのようなプロジェクトの中長期的なリサーチ活動に一定のリソースを配分することを提案する。

### (2) IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の優先順位を評価するための判断規準について

当委員会は、本情報要請でIASBが提案している判断規準のうち、「その潜在的プロジェクト及

び解決策の複雑性及び実行可能性」を重視しすぎると、IASB が中長期的な観点からリサーチを行うことが難しくなることを懸念する。当委員会は、短期的に合意形成が困難なプロジェクトにも時間をかけるべきであり、そのために一定のリソースを中長期的なりサーチ活動に配分すべきと考えているため、プロジェクトの性質に応じて、判断規準が柔軟に適用されるべきであると考えている。

また、財務情報の比較可能性の促進と、高品質な会計基準の単一のセットの開発という長期的な目標達成にあたり、「米国会計基準とのコンバージェンス」を、IASB が潜在的プロジェクトを作業計画に追加すべきか決定する際の判断規準に追加することを提案する。

### (3) IASB の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点について

当委員会は、今後数年間の IASB の最優先プロジェクトは以下のプロジェクトであると考えている。

#### ① のれん及び減損

当委員会は、IASB がのれんの償却の再導入について検討していることを歓迎しており、近い将来、基準設定プロジェクトに進むことを希望する。加えて、IASB が米国会計基準とのコンバージェンスを視野に入れて議論を進めることを希望する。

#### ② その他の包括利益（リサイクリング）

当委員会は、改訂された概念フレームワークに従ったりサイクリングを要求するように IFRS 基準が修正されることを希望する。

#### ③ 開示原則

当委員会は、本プロジェクトは現在、基準設定プロジェクトに分類されているが、本プロジェクトによる開示の改善が限定的になることを懸念している。

#### ④ 持分法会計

当委員会は、持分法会計が適用される投資について、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定基礎<sup>1</sup>の側面を重視すべきかを IASB が明確にすべきであると考えている。

また、IASB は中長期的なりサーチ活動に一定のリソースを配分すべきであり、以下の項目が具体的ななりサーチ・プロジェクトの候補であると考えている。

#### ① IAS 第 38 号「無形資産」を包括的に見直すりサーチ・プロジェクト

IAS 第 38 号は資産の物理的形態に着目した会計基準であり、無形である資産に適用される。当委員会は、取引の実態が同じ場合であっても、取引が有形の項目と無形の項目のいずれから生じるかによって会計処理が異なる可能性があるため、改善が必要であると考えている。また、当委員会は、認識すべき無形資産の範囲を拡大することは支持しない。

#### ② IAS 第 19 号「従業員給付」を包括的に見直すりサーチ・プロジェクト

当委員会は、IAS 第 19 号には検討すべき複数の論点があり、例えば確定給付型制度から生じたその他の包括利益について、改訂された概念フレームワークに従ったりサイクリングを要求するように基準が修正されるべきであると考えている。

1 「測定基礎」の用語は、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」6.1 項で定義される用語ではなく、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が、2014 年に公表した「持分法：測定基礎なのか一行連結なのか」(EFRAG ショート・ディスカッション・シリーズ) において使用している当該用語を参照している。

#### (4) その他の事項について

「経営者による説明」プロジェクトに関連して現在 IASB が行っている作業は、今後設立が予定されている ISSB が行う作業と重複する可能性が高いと考えられるため、当委員会は、IASB と ISSB のどちらが当該プロジェクトに取り組むべきか、議論する必要があると考える。